

**平成28年度包括外部監査結果に対する対応方針及び
平成27年度包括外部監査結果に対する対応結果**

**平成29年3月
農林水産部**

別冊 3

平成28年度包括外部監査結果に対する対応方針

○ 三重県地方卸売市場（農産物安全課）

- | | |
|---|----|
| 1. 隨意契約の採用について(指摘) | 1P |
| 2. 市場交流人口の増加に対する取り組みについて(意見) | 1P |
| 3. 利用料金の減免基準について(意見) | 2P |
| 4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について(意見) | 2P |
| 5. 会計処理について(意見) | 3P |
| 6. 備品管理について(指摘) | 3P |

○ 三重県農業大学校（扱い手支援課）

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 自動販売機設置場所の貸付について(意見) | 4P |
| 2. 在籍者・修了者アンケートの実施について(意見) | 4P |
| 3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について(意見) | 4P |
| 4. 求人状況の把握と開示について(意見) | 4P |
| 5. 劇物の管理について(指摘) | 5P |
| 6. 備品の管理について(指摘) | 5P |
| 7. 長期修繕計画について(意見) | 5P |

8. 危険物倉庫について(指摘)	6P
9. 学生寮修繕について(指摘)	6P

平成27年度包括外部監査結果に対する対応結果

○ 公益財団法人三重県農林水産支援センター（扱い手支援課）

1. 危機管理マニュアルの遵守について(意見)	7P
2. 土地改良区等からの預かり資産について(指摘)	7P
3. 土地売渡に係る未収金について(指摘)	8P
4. 就農資金貸付会計の回収管理について(指摘)	8P
5. 申請書及び誓約書の不備について(指摘)	9P
6. 同一債務者に対する異なる債権区分について(指摘)	10P
7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について(指摘)	10P
8. 切手及び収入印紙の管理について(意見)	11P
9. 物品の現物管理について(指摘)	11P
10. 理事会及び評議員会の出席状況について(意見)	11P
11. 予算の流用について(指摘)	12P
12. 特定資産に係る要領の整備について(意見)	12P
13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について(指摘)	12P

14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について(指摘)	13P
15. ソフトウェアのインストールについて(意見)	13P
16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(指摘)	13P
17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について(意見)	14P
18. 給与システムのバックアップデータ管理について(意見)	14P

○ 一般社団法人三重県畜産協会 (畜産課)

1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について(指摘)	15P
2. 中期計画について(意見)	15P
3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について(指摘)	15P
4. 個別事業の収益性について(意見)	16P
5. 理事会の開催頻度について(指摘)	16P
6. 理事会における理事の出席状況について(意見)	17P
7. 定款と職制規程との整合性について(指摘)	17P
8. 予算の補正・流用について(指摘)	17P
9. 特定資産に係る要領の整備について(意見)	18P
10. 県内出張日当について(意見)	18P
11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について(指摘)	18P
12. 業務システムに係るパスワードの管理について(指摘)	18P

13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について(指摘)	19P
14. ソフトウェアのインストール権限について(意見)	19P
15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(指摘)	20P
16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて(指摘)	20P
17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について(意見)	20P

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘		
三重県地方卸売市場		
1. 隨意契約の採用について（指摘）		
<p>平成27年度の委託契約のうち施設管理業務を対象に監査を実施した。</p> <p>稟議書を閲覧したところ、当該業務は社内規定に基づき随意契約が行われているが、誤った条項で稟議が行われていた。</p> <p>指定管理者によれば、当該業務においては現在の老朽化した施設やシステムに対応して業務を実施する必要があり、リスクが高いことから、過去からの業務経験を優先し、特命随意契約としているとのことであったが、特命随意契約とする理由について文書化されていなかった。</p> <p>今後は、他の業者が実施困難であることについて十分な根拠が示されているとはいえないため、より精緻な理由付けを行うよう留意されたい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株))</p> <p>契約時の社内規定の参照誤りについては、稟議時に社内規定に基づき適切に手続きが行われるように文書責任者を設けるとともに、複数でチェックする体制に改めます。</p> <p>特命随意契約を実施する理由の文書化については、特命随意契約の必要性、合理性を判断する基準を社内規定に明文化し、指名競争入札に適さない業務の判断の基準とします。その判断基準に沿った理由書を稟議書に添付します。</p>	みえ中央市場マネジメント(株)
2. 市場交流人口の増加に対する取り組みについて（意見）		
<p>指定管理者は第2期の指定管理期間（平成26～30年度）において、「親しまれる市場づくり」として市場交流人口を年間30,000人以上とすることを成果目標の1つとして掲げているが、平成26年度と27年度の実績は、以下のとおり目標の7割程度にとどまっている。</p> <p>市場交流人数には、市場が一般開放される「にぎわい市場デー」における入場者のほか、場外イベントに参加した際の交流人数や市場ホームページの閲覧者数などを含んでいるが、にぎわい市場デーにおける入場者数は以下のとおりである。</p> <p>にぎわい市場デーの開催日に「いちば大学」を開催するなど入場者数の増加に努めているが、入場者数は低迷している。市場へ入場する人が減っているのならば、市場外のイベントに積極的に参加し、市場をPRする必要があると思われる。現在は年間2つの場外イベントに参加しているが、例えば県によるイベントに参加するなど、市場外でPRする機会を増やしていくように検討することが望ましい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株))</p> <p>市場交流人口を年間30,000人以上にする目標については、県からの成果目標であり、早期に達成するように場内事業者と連携した調理室の利用促進や市場見学の受け入れを促進し、目標を達成するよう努めます。</p> <p>にぎわい市場デーの入場者数を含めた関連商品売場棟への入場者数を年間12,000人以上にするという目標については、指定管理者からの提案目標として設定しており、これについても早期に達成するよう、にぎわい市場デーの内容充実や関連商品売場</p>	みえ中央市場マネジメント(株)

<p>なお、平成 28 年度においてはチラシの配布数を増やすなどの工夫により、にぎわい市場デーの入場者数は平成 27 年度よりも増加する見込みとのことです。</p>	<p>棟への新たな入居促進を図り、魅力ある関連商品売場棟を作ることによる集客の促進を図ります。</p>													
<table border="1" data-bbox="208 198 1107 330"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標人数</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場交流人口</td> <td>30,000 人</td> <td>21,190 人</td> <td>21,114 人</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>12,000 人</td> <td>10,250 人</td> <td>7,760 人</td> </tr> </tbody> </table>		目標人数	平成 26 年度	平成 27 年度	市場交流人口	30,000 人	21,190 人	21,114 人	入場者数	12,000 人	10,250 人	7,760 人		
	目標人数	平成 26 年度	平成 27 年度											
市場交流人口	30,000 人	21,190 人	21,114 人											
入場者数	12,000 人	10,250 人	7,760 人											

3. 利用料金の減免基準について（意見）

冷蔵庫・製氷施設については、市場開場時からの入居者が平成 24 年 12 月に撤退したことを受け、平成 25 年 1 月より A 社が入居している。需要縮小により A 社の経営存続が危機的な状況となったことから、平成 27 年度においては、以下のような経営支援が実施されている。

- ・冷蔵庫について
施設使用料の 50% を減免する。
- ・製氷施設について

指定管理者を委託者、A 社を受託者とする製氷施設運営事業の運営・維持管理委託契約を締結し、業務委託料を無償としたうえで施設管理手数料として月額 100 千円を徴収する。なお、営業努力によって得られる氷販売代金は、全て受託者の収益とする。

県施設の有効利用の観点からはやむを得ない状況ではあるものの、指定管理施設内の他の利用者との公平性を確保する点から、当該施設における費用も含めた A 社の收支のモニタリングにより継続的に経営状態を把握しておくことが望ましい。

今後も、指定管理者において当該施設の収支について確認することで、継続的に減免割合についての適切性及び妥当性を検証するとともに、指定管理者において冷蔵庫・製氷施設における事業リスクの全体を継続的に把握したうえで、減免割合見直しの必要性についての検証も実施することが望ましい。

（みえ中央市場マネジメント（株））

冷蔵庫・製氷施設が安定的に運営されることは必要であることから、A 社が継続的に運営できるよう、A 社の経営をモニタリングし、施設使用料の減免の必要性や減免の程度について毎年度検証していきます。

みえ中央市場マネジメント（株）

4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について（意見）

指定管理者は、A 団体に対し、三重県地方卸売市場条例（以下、「条例」という）第 60 条 1 項、2 項に基づいて管理棟旧保健所検査室に入居を許可し、平成 27 年 6 月より入居することとなった。しかしながら、調理室は、営利を目的とした施設でないことから条例第 66 条の別表に管理棟利用料金の記載がなく、利用料金を徴収していなかった。また、A 団体の入居にあたり、料理教室実施のための改修工事およびその経費として、平成 27 年 4 月から 6 月にかけて 2,038 千円を支出し、負担していた。

（みえ中央市場マネジメント（株））

今後については、旬の野菜の食べ方教室や魚のさばき方教室などのイベントが行われるように、場内事業者を中心に幅広く利用を働き掛け、調理室の稼働を向上させるとともに市場交流人口の増加を図ります。

みえ中央市場マネジメント（株）

<p>指定管理者は、市場ブランド商品の開発及び市場交流人口の増加による施設利用率の向上対策の一環として、非営利目的の大学等の高等教育機関に対する入居を促進し、A団体において月1回程度のイベント実施を予定していたが、当初想定より活用状況が進まず、平成27年度においては親子クッキング及び魚食リーダー研修会の計2回の開催に留まっていた。現在、A団体は、撤退していることから、指定管理者において調理室の有効利用を図り、改修工事の負担を上回る便益を得られるように稼働状況を向上させることが望ましい。</p>		
<p>5. 会計処理について（意見）</p> <p>卸売市場で店舗を構える卸売業者等に、指定管理者は電気や下水道を提供しているが、これらはメーターや電力会社からの請求に基づき実費で精算している。しかし、現状では指定管理者の収支報告上、卸売業者等から入金のあった電気代と下水道代について、電気・水道料金負担金として平成27年度で約84百万円が収入に計上される一方、実際に電力会社等に支払った分については同額が水道光熱費として支出に計上されている。当該処理は電気代と下水道代の利用者への請求と供給元への支払いを別個に管理していることによる。指定管理者が利用料の収受の代行を行っている実態を反映し、指定管理者の商取引の規模を適正に把握するためにも、純額で収支報告を行うことが望ましい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株)) 電気、下水道料金については、収受の代行業務であることから、経営規模を適正に示すために、収支報告から収受代行分を除く方向で検討します。</p>	<p>みえ中央市場マネジメント(株)</p>
<p>6. 備品管理について（指摘）</p> <p>備品の管理状況を確認するため、倉庫を確認したところ、県からの貸与備品と県有財産が混在した状態で雜然と置かれていた。内容を確認したところ、数年前に使用されたのち、ほこりがかぶった状態で保管されたままになっている県からの貸与備品であるサンプルケースと、使用されていないブラウン管テレビがあった。</p> <p>サンプルケースについて、高価であること、また現状では保管スペースに余裕があることから、これから使用する可能性が明確ではないものの、廃却には至っていないとのことであったが、そうであれば貸与備品の破損、汚損を避けるためにもカバーをかけるなどの措置をとるべきである。</p> <p>また、ブラウン管テレビについて、当初は県からの貸与備品として指定管理物件に計上されていたものであるが平成25年度に貸与備品から外れ県有財産になったものであった。明らかに使用されておらず、適時に廃却処理を行うべきである。</p> <p>備品の実在性を確認するという目的で、貸与備品リストから現物を確認することは毎年行われている。しかし、それだけでは十分とは言えず、リストの網羅性を担保するために現物が正確にリストに計上されているかを確認すること、補修の必要性の有無、実際に使っているのかの確認も合わせて行うべきである。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株)) 倉庫については、県からの貸与備品を含め備品等を保管しており、県と指定管理者との基本協定書に基づき定期的に現物の実査を実施してきましたが、一部において、保管が適切に行われていなかった備品もあることから、整理整頓し適切な保管に努めます。また、定期的な実査の際には、保管している備品の今後の使用の可能性や補修の必要性の有無について確認し、適切に処理していきます。</p> <p>(農林水産部) 県の備品として、保管されていたブラウン管テレビについては、廃棄処理も含めた対応を検討していきます。</p>	<p>みえ中央市場マネジメント(株)</p> <p>農林水産部</p>

1. 自動販売機設置場所の貸付について（意見）

県は、三重県農業大学校研修棟の一部を自動販売機の設置場所として貸付けている。契約期間は平成26年度より3年間であり、設置業者を一般競争入札により選定したことにより、行政財産の目的外使用の使用料を大きく上回る収入を得た。自動販売機を設置可能な場所は他にも存在するため、県は、自動販売機に対する学生のニーズや設置業者の参入意欲を調査することが望ましい。

(農林水産部)

自動販売機設置業者の設置希望台数を提案してもうことで、参入意欲を設置台数へ反映していくよう、企画提案コンペ方式による設置業者の選定などを検討します。

農林水産部

2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）

農業に関わる就業者数や社会環境によって左右されるために、受験者の増加は簡単ではないが、在籍者の意見の把握や活用については受験生と同じ目線における要望等であるためその有用性は高いと考えられる。この点、農業大学校では定期的な面談等は実施しているもののアンケート等による在籍者の意見の収集は実施していない。対応の範囲や方法については一度検討頂きたいが、今後の学校展開の方針も踏まえ検討されたい。

(農林水産部)

学生の経歴や意欲が多様であり、アンケート形式による意見の収集だけでは生の声が集めにくくと考えられるため、従来の面談形式により、個別の問題についてきめ細かく意見収集していきます。組織として情報共有をすすめる中で、必要な課題を抽出し、学校の運営に反映していきます。

農林水産部

3. 生産物売扱収入の状況把握及び分析について（意見）

農業大学校は農業に関わる就業支援を目的とした教育機関であり利益の追求が優先課題ではないが、その目的を達しつつ、同時に収入の拡大を図ることも重要な課題であると考える。この点農業大学校としても、利用可能な農産物資源及び人的資源を使用して収入増加を図っていることは評価されるべきである。生産量の大幅な増加は難しいと考えられることから、マーケティング手法を踏まえた販売単価の増加もしくは販売方式の変更による人的負担の減少が目指すべき方向であると考えられる。今後は直売会をはじめ、マルシェ、農協販売、卸売市場販売等について年度単位等でのデータの集計・分析を行い、限られた生産物（資源）の有効活用を検討すべきである。

(農林水産部)

現状では、農産物の販売先や売り上げ等の情報は各部門別の集計にとどまっています。今後は、マーケティング教育や販売額の向上に寄与するようなデータの収集・分析を行うことができるよう、統一された様式での販売情報の収集を行い、職員会議等において販売戦略の参考とともに、販売実習用の教材としての活用を図ります。

農林水産部

4. 求人状況の把握と開示について（意見）

農業大学校としては企業・団体からの求人票の受付を実施し、在籍者への紹介・斡旋等も実施しているが、求人票について総数は把握しているものの、企業別等の統計データを取っていない。各進路別の就業数とそれぞれに対応する求人数等の情報を開示等することで、受験者動機の向上に資するのではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握するため、当該情報を農業大学校として持っておくことが望ましい。

(農林水産部)

卒業生の主な就職先の開示にとどまらず、受験者動機の向上及び農業大学校の就職先の特徴把握に繋がるよう、業態や業種別の求人数のデータの集計及び開示をしてまいります。

農林水産部

<p>5. 劇物の管理について（指摘）</p> <p>劇物の管理状況について確認を行った所、保管室の鍵の管理は厳密に実施されているものの、管理上、不十分な点が見受けられたため、今後は管理規程を設け、適切に実施して頂きたい。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>劇物の在庫管理については、平成 29 年 1 月に管理規定を設け、規程に従って適切な管理を行っていくこととしました。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>6. 備品の管理について（指摘）</p> <p>①現物管理の状況について 農業大学校においては、多数の備品を有しているが、棚卸を実施していない。 また、現物確認時においては現物の状態にも留意し、物品標示票の貼り替え等は適切に実施する必要がある。校内においては県の保有物品の他に自治会の所有物品や在籍者個人の私物と思われる物品も複数存在していた。今後、三重県会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。</p> <p>②備品の廃棄処理について 備品の管理状況を確認している中で台帳上に存在しない資産が 1 点見受けられた。複数の職員は資産が存在することは認識していたものの、使用状況を明確に把握してはいなかつた。現物確認を適切に実施する必要がある。また、資産管理に係る意識の改善についても留意すべきである。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>①平成 29 年 2 月に棚卸を実施し、県有備品以外の物品とそれ以外の物品との区分を明確にし、古い備品等を整理したうえで、適切な物品標示票の貼付漏れやはがれ等も改善しました。今後は定期的な棚卸を実施するとともに、自治会や学生個人の物品を置かないよう徹底していきます。</p> <p>②確認された廃棄備品については、産廃業者に回収を依頼しており、本年度中に回収予定です。今後は、三重県会計規則運用方針に従った処分の徹底を図ってまいります。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>7. 長期修繕計画について（意見）</p> <p>①長期修繕計画の策定について 修繕計画については、当面対応すべき検討課題を担当者レベルで取りまとめているが、中長期的かつ網羅的な修繕計画が取りまとめられていない状況となっている。少なくとも、建物及び附属設備等の明細単位で過去の改修・修繕経過・必要性を把握しておくことが望ましい。また、予算要求については、計画との整合性を確保しておくことが望ましい。</p> <p>②ライフサイクルコストの算定の必要性について 建物について、ライフサイクルコストの算定に基づき建替を実施するか、あるいは修繕を実施するかについての経済性の検討が行われていない状況になっていた。農業学校特有の状況（花、農作物の 24 時間管理）を踏まえつつ、農業関係機関全体で西山地区（研究、普及、教育）のビジョンを一元的に検討することが必要と考えられる。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>①建物及び附属施設等の改修履歴を把握したうえで、今後の修繕計画を作成し、修理優先度の設定を行います。</p> <p>②西山地区全体のビジョンや厳しい県財政を踏まえ、修繕による施設の長寿命化を組み入れながら、施設利用や整備等について検討します。</p>	<p>農林水産部</p>

8. 危険物倉庫について（指摘） <p>専攻実習で使用する燃料については、ドラム缶に入れて保存しているが、ドラム缶の容量について松阪市の条例に抵触していると指摘を受けている。現状は、規定どおりに運用しているが、条例に抵触している状態を早期に解消する必要がある。</p>	(農林水産部) 平成29年1月12日に200Lのドラム缶については廃棄し、20Lの携行缶で対応することとしました。	農林水産部
9. 学生寮修繕について（指摘） <p>学生寮の修繕については、一般会計の大規模臨時経費、特別修繕等で執行することができるが、県全体での優先度により、すべてを速やかに実施できる状況にないことから、学生自治会が施設維持会計を設けて、共用で使用する燃料、備品などの経費とともに小規模修繕の経費を負担している。県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にする必要がある。</p>	(農林水産部) 県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にし、平成29年度当初に学校と学生自治会の間で書面による取り交わしを行います。	農林水産部

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
V 公益財団法人三重県農林水産支援センター		
1. 危機管理マニュアルの遵守について（意見）		
<p>支援センターでは「危機管理マニュアル」を制定し、実施する各事業の運営に当たって将来、経済的損失等の被害を蒙らないため、顕在化するおそれのあるリスクについて把握するとともに、リスクが顕在化した場合の対応等について定めており、平成24年4月1日より施行している。</p> <p>マニュアルを制定していることは評価されるものの、実際の運用面において、施行時の平成24年4月1日にリスクの洗い出し一覧表が作成されているが、それ以降は更新されておらず、リスク管理の定期的点検は制定後行われていないので、当該マニュアルの趣旨に鑑み定期点検を実施することが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>危機管理マニュアルに基づき、定期的点検を実施することとし、平成28年度は、2回リスク管理の定期点検を実施しました。</p>	公益財団法人三重県農林水産支援センター
2. 土地改良区等からの預かり資産について（指摘）		
<p>支援センターは、土地改良区等から創設換地の取得依頼を受けた農用地等4件合計98,409千円の預かり資産を有している。これらの預かり資産については当初の受入時から10年以上経過しているが、売り渡されていない。土地改良区等との覚書によれば、売り渡しの交渉自体は土地改良区等が実施し、支援センターは事務手続を行い対価として手数料を受け取ることになっており、将来売り渡しが行われる限り支援センターが損害を被ることはない。しかしながら、土地改良区等との覚書の更新等、関連する事務手続が発生しており、その分の人件費等は支援センターの負担となるので、早急な売り渡しを行うよう土地改良区等に求めが必要がある。</p> <p>なお、今後覚書を更新する際には、土地改良区が解散した場合に備えての所有権の帰属、管理の方法等について取り決めを行うよう土地改良区と協議することが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>預かり資産4件21筆の売渡については、27年度1筆処分し、本年度も1筆処分し、逐次手続きを進めています。残る19筆についても、引き続き早期に処分できるよう土地改良区等に対して働き掛けていきます。</p> <p>また、土地改良区が解散した場合に備えての取り決めについては、覚書更新時(H28.4.1)を迎えた改良区(中野土地改良区、員弁土地改良区)と協議し、土地改良区の清算事務の中で預かり資産の処理をする取り決めを交わしました。残る川島土地改良区とは、更新時に取り決めを交わすこととします。</p>	公益財団法人三重県農林水産支援センター

<p>3. 土地売渡に係る未収金について（指摘）</p> <p>支援センターは、平成22年2月に田3筆計9,020m²を17,165千円で個人農家に売却した。売却代金は平成22年12月から平成30年12月まで9回に分割して支払われる契約であり、平成26年度末においては、10,000千円について支払期限が到来しているが、買主から支払われたのは1,400千円のみである。</p> <p>このことから農林水産支援センターは、当該契約を見直す等、以下の点について対応する必要がある。</p> <p>(1) 契約解除等の検討</p> <p>本契約では、支援センターにおいて、契約を維持するか解除するか早急に検討することが必要である。支援センター担当者は定期的に当該土地を見回っており、平成27年3月には買主と面談を行っている。今後契約どおり代金が支払われる可能性が十分に高いといえないことから、契約を解除することや、他の買主への売却や賃貸を行うこと等により当該土地を有効に利用することを検討すべきである。</p> <p>(2) 遅延損害金の請求</p> <p>契約では代金の支払いが遅延した場合、買主は年利10.95%の遅延損害金を支払う旨定められている。遅延損害金を平成26年度末において算定すると、1,088千円に上る。遅延損害金の取扱いについて、理事会等により請求を行わない場合の合理的な事由を規定する等し、それに基づいて判断すべきである。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>(1) 土地売渡については、買主の資力等を判断し、契約の解除に向けて買主と協議しています。併せて、法的措置や契約解除による当該土地の有効利用について検討しています。</p> <p>(2) 契約相手方と契約解除に向けて協議を進めていますが、遅延損害金の取り扱いについては、法的措置と併せて検討をしています。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>4. 就農資金貸付会計の回収管理について（指摘）</p> <p>支援センターは、公益目的事業のうちの担い手育成事業（農業、水産業関係）において、新規の就農計画の認可を受けた者に対して円滑な就農準備を進める目的で、就農支援資金貸付金の制度（以下、「就農支援貸付制度」という。）を県から法律により、指定を受けて実施していた。就農支援貸付制度については既に終了しているが、現状延滞未回収先が1件存在しており、その処理方法で以下の2点が問題となっている。</p> <p>(1) 就農支援貸付制度に対する貸倒れのリスクについて</p> <p>就農支援貸付制度においては、県と就農対象者が契約を締結するのではなく、農林水産支援センターが県より資金を借り入れ、それを就農対象者に貸付を行う制度であり、貸倒れのリスクは農林水産支援センターが負っている。したがって、それに応じたリスク管理の方針や、対応方法の適切な規定等が必要となる。</p> <p>現状、支援センターの担当職員が面会等を行い、遅延回収や回収の督促の対応をしているが、支援センターとしての対応方針や規程等が存在しない場合には、対応した職員の判断によるものとなってしまう。また、貸倒れリスクの程度や、返済状況等が客観的に把握されにくく、リスクの管理責任の所在も曖昧となってしまう。そのため、今後、就農支援貸付制度のような支援センターが対象者に貸付を行う制度においては、資金の貸付者である県との協議のうえ、その対応方針を明確化する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>(1) 就農支援貸付制度による貸付は既に終了しているが、今後同様の貸付制度による運用に備え資金貸付者である県と協議のうえ、対応方針を決めていきます。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>(1) 今後、就農支援貸付金制度のような貸付制度を実施する場合は、支援センターのリスク管理の対応方針の明確化に向けて、支援センターと協議を行います。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

<p>(2) 未回収債権の処理について</p> <p>現状延滞未回収先における未回収債権の管理については、当初の返済スケジュールから大幅に支払期間の延期をしているが、返済スケジュールの改訂（以下、「リスクエージューリング」という。）が存在しておらず、入金があれば、それを回収としているのみである。リスクエージューリングによって改訂されたるべき回収期間が存在しないため、結果として回収可能な債権なのか回収不能な債権なのか客観的に判断できない状況となっている。</p> <p>しかし、現状の回収実績を勘案すると、債権の回収は長期間に及ぶと考えられる。</p> <p>一般的に個人貸付の場合は、貸付対象者の年齢等も考慮に入れ、その回収可能性を検討する必要があるため、貸付対象者と返済予定のリスクエージューリングを確認した上、回収可能分と回収不能分（回収が見込めない部分）に分けて支援センターとして把握するべきである。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>（2）未回収債権については、契約相手方の状況も鑑み、リスクエージューリングを行ない全額回収に努めています。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
---	---	----------------------------

5. 申請書及び誓約書の不備について（指摘）

<p>支援センターで事業運営されている担い手育成事業（林業関係）のうち、林業基金事業助成金制度（以下、「助成金」という。）により林業作業道作設支援事業が実施されている。</p> <p>当該助成金に関連する資料を閲覧し、平成 26 年度林業基金事業助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）及び関連資料について以下の 2 点の不備が見受けられたので、今後適切な運用が必要である。</p> <p>（1）申請書の不備について</p> <p>平成 26 年度の最終（森林作業道作設支援事業について、県の交付通知承認後）申請書について、事業計画段階（県の交付通知承認前の未確定の段階）の申請書に支援センター側で手書修正を行うのみで、申請者からの最終申請書の提出がないもののが存在した。</p> <p>また、当該申請書の基礎資料となる、林業基金事業実施精算書明細においても 9 件の手書修正が存在した。</p> <p>（2）申請書のうち、就業者定着奨励金助成事業（以下、「助成事業」という。）に係る誓約書に係る不備について</p> <p>助成事業においては、新規（就業 1 年目～3 年目）に係る申請事業者の従業員に対して、就業支援の手当金として、申請事業者に 20 万円（内、10 万円については事業者から従業員に交付）を助成している。事業者は受領した助成金のうち、従業員への交付額を適切に交付したことを証明する資料として、従業員から受取に係る誓約書を受領し、支援センターへ提出することが必要となるが、当該誓約書に日付の記載が抜けているものが 3 件存在した。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>（1）林業基金業務実施規程に基づき、申請内容に修正がある場合は、再提出を徹底しました。</p> <p>（2）各種申請書類については記載内容の確認を確實にするため、担当者を含め複数の職員でチェックする体制を導入しました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
--	---	----------------------------

<p>6. 同一債務者に対する異なる債権区分について（指摘）</p> <p>平成 23 年度包括外部監査では、支援センターに対し、就農支援貸付制度の就農研修資金貸付等について、債権区分の評価は貸付者ごとに行うべきであると指摘している。</p> <p>今回の監査において確認したところ、就農支援貸付制度における就農研修資金貸付と就農準備資金貸付については、債権を債務者ごとに集約して評価しており適切に処理されていた。</p> <p>しかしながら、当該貸付制度以外の債権については、債務者ごとに集約していないとのことであった。平成 23 年度の包括外部監査において指摘の対象となったのは就農支援資金貸付制度の事例であったが、その趣旨は他の債権についても同様と考えられるので、債務者ごとに債権を区分する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>同一債務者に対する債権区分については、貸付債権及び貸付債権以外の債権情報を農林水産支援センター内で共有することとしました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について（指摘）</p> <p>保有する債権についてはその回収可能性を反映した金額で評価し貸倒引当金を計上することにより、支援センターの財政状態を適切に表示し、また、貸倒引当金繰入額を計上することで、その経営成績も適切に表示する必要がある。貸付金については、貸倒引当金の見積基準が設定されており、返済が滞っている期間が 2 年未満のものについては、債務者の状況を役員、担当課長、担当職員で協議の上、総合的に判断し、原則として債権合計の 25% を貸倒引当金として計上するものとされ、また、2 年以上滞っている債権については、弁済に重大な問題が生じる可能性が認められる債権として、原則として債権合計の 50% を貸倒引当金として計上するものとされている。</p> <p>しかしながら、支援センターでは、貸付金以外の債権に対して貸倒引当金を設定していない。支援センターの事業未収金には 2 年以上回収が滞っているものが 17,380 千円含まれており、このうち 1,615 千円については、担い手支援農作業受委託貸付金で 2 年以上回収が滞っている債権として貸倒引当金を設定している債権と同一の債務者に対する債権であった。</p> <p>貸付金以外の債権についても貸付金と同様の基準により適切に貸倒引当金を計上する必要がある。貸倒引当金の計上において、勘定科目や計上区分が異なる債権であっても、同一の債務者に対する債権の回収可能性は、原則として同等に評価すべきである。</p> <p>また、支援センターの事業未収金 17,380 千円のうち、15,765 千円は土地代金未収金である。</p> <p>当該債権は、平成 22 年度に契約額 17,165 千円で発生した債権であり、平成 22 年度から平成 29 年度まで毎年 2,000 千円ずつ、平成 30 年度に残余の 1,165 千円を回収する予定であった。しかし、契約初年度から回収が滞っており、現状、1,400 千円しか回収できていない状況である。本来、金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合、適宜に状況の把握を行い、理事会等において対応方法の策定等を行う必要があると考えられる。</p> <p>今後、高額な債権が発生する契約を締結する場合、より安定した事業運営を実現させるためには、回収懸念が生じた段階での適切な措置を行い、回収管理を徹底する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>平成 27 年度決算より貸付金以外の債権に対しても貸倒引当金見積基準に基づき算定のうえ、貸倒引当金を計上しました。</p> <p>なお、「金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合」については、適切な債権管理や回収管理に向け、必要な対応方策を理事会等において定めることとしました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>8. 切手及び収入印紙の管理について（意見）</p> <p>支援センターにおいては切手及び収入印紙について、出納担当者が購入・使用する都度記録するとともに現物の残数をカウントし、切手及び収入印紙を保管しているファイル内の管理簿に残数を記録している。また、事務局長が毎月現物の残数をカウントし、管理簿と一致していることを確かめて適正な管理を行うこととしている。しかしながら、今回確認したところ、毎月の棚卸しの際に事務局長の印等の証跡が残されていない。 事務局長による毎月の現物確認の際、押印等により管理を行うことが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>切手及び収入印紙の管理については、事務局長が毎月の現物確認のうえ、押印することを徹底しました。 (平成 27 年 10 月より実施)</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>9. 物品の現物管理について（指摘）</p> <p>支援センターでは、「会計規程」に基づき、10 万円以上の物品を固定資産とし、固定資産管理台帳を作成して記録管理が行われている。また、5 万円以上の物品については会計規程に基づいて消耗備品管理簿が作成され記録管理が行われている。</p> <p>消耗備品管理簿と現物との照合を実施したところ、消耗備品管理簿から、抹消された PC が保管されていた。これは、買い替えを行った際等の旧 PC について、使用中の PC が故障した際の予備機として鍵付きのロッカーに保管していたためである。</p> <p>消耗備品管理簿と現物が一致していない場合、現物の管理を十分に行うことができず、紛失等のリスクが存在する。特に PC を紛失した場合には、ID、パスワードが設定されているが保存されている機密情報の漏えいにつながる可能性がある。したがって、消耗備品管理簿と現物は一致するように管理する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>対象物品について定期的に棚卸をすることにより、消耗品管理簿と現物が一致するようにしました。</p> <p>なお、抹消されていた PC については、消耗備品管理簿に記載し、平成 27 年度末にHDD を破壊のうえ処分を行い管理簿から抹消しました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>10. 理事会及び評議員会の出席状況について（意見）</p> <p>理事会は理事 16 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、第 1 回：13 名、第 2 回：15 名、第 3 回：13 名である。</p> <p>理事会は、理事が自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。</p> <p>このため定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p> <p>また、評議員会についても、財団の基本となる事項を決議する重要な場であることから、できる限り出席の機会を確保できるよう努力されることが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>理事会等の出席機会の確保を図るため、理事等の日程を適宜調整し、できる限り出席していただけるよう開催日時を定めています。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>11. 予算の流用について（指摘）</p> <p>支援センターの「会計規程」では、予算の流用「予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めた場合は、この限りではない。」とされている。ただし、実務上、流用の手続が行われることではなく、理事会による補正予算の承認のみが行われていた。</p> <p>今後は少額な変更については、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。流用の手続を行うことで、現状は何ら手續が行われていない 12 月以降の予算の変更にも対応可能になると考えられる。</p> <p>また、流用の決裁権限者は前述のように理事長とされているが、「事務決裁規程」には常務理事の決裁事項として「歳出予算の流用に関すること」が記載されている。決裁権限者が「会計規程」と整合していないため、規程間の整合性が確保できるよう、改訂を行うことが必要である。</p> <p>なお、上記「事務決裁規程」については平成 27 年 10 月 20 日付で改訂された。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>予算の流用の必要がある場合は、会計規程に基づき理事長決裁による処理を徹底しました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>12. 特定資産に係る要領の整備について（意見）</p> <p>平成 26 年度決算において林業基金引当資産 1,670,267 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。</p> <p>特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱い要領を作成することが望ましいとされている。</p> <p>支援センターにおいては「財産の維持管理及び資産運用規則」を定め特定資産の取扱いを規定しているが、全ての特定資産について、定められてはいないので、上記実務指針の定めを網羅するように規定を整備することが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>特定資産取扱規程を定めました。（平成 28 年 3 月 15 日制定）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）</p> <p>支援センターでは、所有する個人情報の取扱いについての方針は定められており、また、コンピューターウィルス対策等個別の取組みは実施されているが、組織の有する情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウィルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）が定められていなかった。</p> <p>基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピューターウィルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>情報セキュリティ基本方針を定め職員に周知しました。（平成 28 年 7 月 1 日制定）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）</p> <p>支援センターで利用されている会計システム、給与管理システム等の業務システム利用時にはいずれも ID 及びパスワードによる認証が行われており、職員に一台ずつ貸与されている業務端末の基本ソフトウェアである Windows ログイン時には、パスワードが設定されている。しかし、各利用者によるパスワードの定期的な変更が行われていなかった。総務課、農地中間管理課で利用されている会計システム、総務課で利用されている給与システムにおいては、ユーザー ID 及びパスワードがシステム利用開始当初より変更されておらず、業務担当者の変更時もパスワードが変更されず使用されている状態であった。</p> <p>したがって、システムに係るパスワードについては、定期的に変更する等一定の方針を策定し、遵守する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>情報セキュリティ対策基準を定め、パスワードを定期的に変更することにしました。（平成 28 年 7 月 1 日制定）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>15. ソフトウェアのインストールについて（意見）</p> <p>支援センターでは、標準外のソフトウェア（業務用端末に最初からインストールされていたものではなく、インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）の業務上の利用について特に制限はされていないが、標準外のソフトウェアをインストールする際の手続について文書化等は行われていない。また、各個人にてソフトウェアのインストールが可能な環境であった。</p> <p>各個人が利用する業務用端末にインストールされているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、業務上不必要的フリーソフトがインストールされたことによってコンピューターウィルスに感染し、コンピューターが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。</p> <p>したがって、業務上不必要的ソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストールが可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>ソフトウェアのインストールについては、情報セキュリティガイドラインを定め、申請によりインストールするようにしました。（平成 28 年 7 月 1 日制定）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）</p> <p>支援センターでは、各個人のデータ管理に外部記録媒体（USB メモリ）が使用されているが、これらは各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、情報や外部記録媒体の外部持出しを行う際、管理簿等による持出し管理がされていなかった。</p> <p>こうした使用方法では、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウィルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>情報セキュリティガイドラインを定め、USB メモリー等外部記憶媒体の使用管理・持出管理については、管理簿を作成して適切な管理を行うこととしました。（平成 28 年 7 月 1 日制定）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）</p> <p>不要になった業務用端末等の情報資産の廃棄について、支援センターでは端末のハードディスクを物理的に破壊し、廃棄した実績があるが、この手續については明文化されていない。</p> <p>情報資産廃棄時の手續が定められていない場合、廃棄が適切に行われず、消去するべきデータを消去しなかつたことによるデータ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。</p> <p>したがって、情報資産廃棄時の手續を定め、廃棄するべき情報資産にデータの残存がないようにすることが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>情報セキュリティガイドラインで、ハードディスクを物理的に破壊するよう定めました。</p> <p>また、リース物件については、リース物件返却時にデータを消去するためのソフトを合わせて導入することとしました。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>18. 給与システムのバックアップデータ管理について（意見）</p> <p>給与システムのバックアップは、担当者が月次でシステム上のメニューより取得している。しかし、取得したバックアップデータは給与システムが稼働している業務端末上にのみ保存されている。そのため、システム障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。現状では、給与システム端末が破損した際バックアップデータも消失してしまい、データの復旧が困難になることが予想される。</p> <p>そのため、業務端末とは別にバックアップデータの保存先を複数とし、二重化しておくことが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>給与システムのバックアップデータの管理については、データの消失を防止するため、外付けHDDにバックアップデータを保存することとしました。（平成28年1月）</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p>

VI 一般社団法人三重県畜産協会

1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について（指摘）

畜産協会においては、補助事業、受託事業の収入が減少し、人件費をまかぬ収入が得られなくなっていることから、一般正味財産増減額が継続してマイナスとなっている。この状況を改善するためには、事業ごとの収支管理を正確に実施することが必要であると考えられる。各事業を実施するために必要な費用を把握し、可能な限り効率化するとともに、収入が必要な水準に満たない場合には、畜産協会として事業を実施し得るか否かを検討することも必要である。また、長期的には会費の増額等、収入を増やす方策を検討すべきである。

（一般社団法人三重県畜産協会）

事業の採算管理について、これまで行ってきた委託者等への実績報告を目的とした事業別収支管理に加えて、時間外労働費を含めた収支管理を事業別に行うこととした。また、協会の収支改善に向けて、業務の効率化による支出の削減などに取り組んでいます。この結果、平成 28 年度決算は収支均衡になる見込みです。

一般社団法人
三重県畜産協会

農林水産部

（農林水産部）

正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。

2. 中期計画について（意見）

畜産を取り巻く環境が厳しい中、畜産協会は中期計画を策定し、活動の基本的な方向性や事業ごとの目標値等を定めている。しかし、畜産協会の財政状態や経営成績については中期計画に記載がない。

畜産協会の平成 26 年度の決算においては、一般正味財産が 3,048 千円減少し、貸借対照表には 21,136 千円計上されており、財政的には厳しい状況にあると言わざるを得ない。畜産協会においては財源に占める補助金等の割合が大きく、収益を予想することが難しい面もあるが、法人としてどのようなビジョンを定め、そのためにどのような対策を講じるべきかを中長期的な視点から明確にすることが必要と思われる。よって、財政状態や経営成績についても中期計画に盛り込み、法人の財政的基盤を充実させるよう、毎年度モニタリングしていくことが望ましい。

（一般社団法人三重県畜産協会）

平成 29 年度からスタートする次期中期計画について、収支実績の推移を記載するとともに収支の見通しを盛り込むこととし、平成 29 年 3 月 24 日に開催予定の理事会に中期計画案を提案します。

一般社団法人
三重県畜産協会

農林水産部

（農林水産部）

正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。

3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について（指摘）

畜産協会では、三重県養鶏協会、三重県養豚協会の事務局運営業務を受託している。当該業務の委託料収入はいずれも 960 千円である。これらの委託契約については、平成 14 年 7 月の当初契約時に、委託料を 500 千円とする旨の覚書が締結されているが、その後委託料が改定されているにも関わらず、更新された覚書が締結されていないため、適切な覚書を締結する必要がある。

（一般社団法人三重県畜産協会）

協会と三重県養鶏協会及び三重県養豚協会との間で、改訂後の委託料に即した新たな覚書を平成 27 年 7 月 1 日付けで締結しました。

一般社団法人
三重県畜産協会

<p>4. 個別事業の収益性について（意見）</p> <p>(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について 当事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者積立金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）からの補助金により造成した基金から粗収益と生産費の差額の8割を補填金として交付することにより経営の安定を図る目的で行われている。 畜産協会は、その業務等を行うための経費を機構からの補助金に加えて契約生産者からの手数料収入を充てているが、当事業の実績において、業務に要した経費の全額をまかないきれておらず、畜産協会の財務内容を一層悪化させる一因となっている。 畜産協会として可能な限り、業務の効率化を進めたうえで、機構への補助金増額の働きかけも進めるべきであるが、その上で最終的に生じる損失については受益者負担の見地から、契約生産者に負担を求めることが望ましい。</p> <p>(2) 豚流行性下痢（P E D）緊急防疫体制整備事業費について 本事業は、県内におけるP E D（豚流行性下痢）の流行拡大を防ぐため、養豚場等の出入り口における車両等の消毒を徹底することでP E Dウイルスの侵入を遮断し、本病の防疫体制を強化することを目的として行われた。 本事業は国及び県の補助事業であるが、事業の申請及び取りまとめに要した人件費部分336千円は畜産協会の負担となっている。この点については県からの補助金はなくとも、畜産協会の設立目的に照らして費用を負担したものである。 こうした畜産協会としての姿勢は、当然評価されるべきであるが、例えば県に相当の負担を求めることが望ましかったと考える。</p>	<p>(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について (一般社団法人三重県畜産協会) 「1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について」で指摘のあった事業別収支管理と効率的な業務の執行を徹底することなどにより、協会の収支改善に取り組んでいます。この結果、平成28年度決算は収支均衡になる見込みです。 (農林水産部) 正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。</p> <p>(2) 豚流行性下痢（P E D）緊急防疫体制整備事業費について (一般社団法人三重県畜産協会) 本事業は平成26年度で終了していることから、今後、新たな補助事業等を実施（受託）する際の参考とします。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会 農林水産部 一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>5. 理事会の開催頻度について（指摘）</p> <p>理事会は理事9名定数で構成されており、平成26年度の理事会における理事の出席者数は、第1回：9名、第2回：6名、第3回：9名である。 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によれば代表理事及び業務執行理事は3か月に1回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告することが義務付けられており、同但書において、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないとされている。この点につき、畜産協会では定款に規定されておらず、第2回理事会から第3回理事会までの間隔が8か月開いているのは法令違反であり、法令に準拠して3か月に1回以上開催すべきであった。</p> <p>なお、平成27年度定時総会において定款変更決議がなされており、平成27年度以降は4か月を超える開催頻度でも問題はない。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 理事会の開催頻度については、平成27年6月29日に開催した定時総会で定款を変更し、「会長理事及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する」旨を規定しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>

<p>6. 理事会における理事の出席状況について（意見）</p> <p>5. に記載のとおり、各回とも定足数は充足しているが、理事会は理事にとって自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であるので、全理事が出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>理事会における理事の出席については、各理事との丁寧な日程調整に努めました。この結果、平成 27 年度及び 28 年度の都合 6 回の理事会では、4 回で出席全員、2 回で欠席 1 名のみとなりました。また、理事会では全理事が発言できる議事進行に努めました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>7. 定款と職制規程との整合性について（指摘）</p> <p>畜産協会の定款では、理事会は、重要な使用人の選任及び解任を理事に委任することができないとしている。</p> <p>一方、「職制規程」では、事務局長の任命は、専務が「立案」、会長が「決定」、理事会へ「報告」すると定めている。</p> <p>組織図において事務局長は専務理事の下に位置づけられるため、定款で定める重要な使用人に該当すると思われるが、上記のとおり、任命の決定権限が定款と職制規程との間で不一致となっている。職務権限表の記載は正しくは、会長が「検証」、理事会が「承認」であると思われる所以、定款に合わせて修正することが必要である。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>職制規程の職務権限表については、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で改正し、定款に整合させました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>8. 予算の補正・流用について（指摘）</p> <p>畜産協会の「経理規程」には、予算の補正について、「会長理事は、予算成立後に、予算を補正する必要が生じたときは、補正予算を作成して理事会承認を受けなければならない。」とする条文があるが、予算に流用についての条文がない。</p> <p>畜産協会の現在の実務においては、予算の補正や流用は行われておらず、平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に開催された理事会において収支決算の見込みが議案として取り上げられたのみである。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。</p> <p>また、前述のように予算の流用については条文がないが、予算の軽微な変更についてまで補正の手続を実施することは実務的に煩雑と思われる。よって、予算の流用に関する手続を規程上に明記し、予算を変更する際に柔軟な対応ができるようにしておくべきである。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>予算の変更については、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で経理規定を改正し、予算の流用に関する条文を規定しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>

<p>9. 特定資産に係る要領の整備について（意見）</p> <p>平成 26 年度決算において特定資産のうち一般正味財産や負債を財源等とするものとして 197,458 千円が貸借対照表に計上されている。</p> <p>これらについては、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。</p> <p>畜産協会では一般正味財産に係る特定資産について上記実務指針に示された事項を部分的に「経理規程」に定めているが、上記実務指針に示された事項を網羅するように規程を整備することが望ましい。なお畜産協会が有する特定資産の大部分は指定正味財産に係るものであり、事業の要綱等で取扱いが定められている。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>一般正味財産に係る特定資産の取扱いを定めた各規程について、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で改正し、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に示された事項を網羅しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>10. 県内出張日当について（意見）</p> <p>現在の「旅費支給規程」では、県内旅行等の日当の支給条件が、行程 16km 以上「または」3 時間以上であるか、行程 16km 以上「かつ」3 時間以上であるか明確ではないことから、「旅費支給規程」を適切に修正する必要がある。</p> <p>また、県では平成 21 年に「職員等の旅費に関する条例」を改正し、県内旅行については定額支給ではなく実費支給としている。畜産協会においても、県内旅行等に関し定額の日当が必要かどうかについて検討することが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>県内旅行の日当については、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で旅費支給規程を改正し、廃止しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）</p> <p>畜産協会にて所持する個人情報の取扱いについて、畜産協会では取扱方針が定められているが、情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウィルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針が定められていなかった。</p> <p>情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピューターウィルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>情報セキュリティに関する職員の意識向上等に取り組むとともに、平成 29 年 3 月 24 日の理事会に情報セキュリティに関する基本方針案を提案します。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>協会の実情を踏まえた情報セキュリティに関する基本方針案となるよう指導・助言を行いました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>12. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）</p> <p>畜産協会で利用している統一電算システム等の業務システムにおいて、利用時にはいずれも ID 及びパスワードによるアクセス認証が行われている。ただし、パスワードについては設定時より同一のパスワードが利用されており、パスワードの定期的な変更、あるいは異動・離職等による業務担当者の変更時のパスワード変更が行われていなかった。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>業務システムに係るパスワードの管理については、ID・パスワード等の適切な管理とパスワードの定期的な変更を徹底するとともに、平成 29 年 3 月</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>

<p>パスワードが定期的、あるいは担当者の異動・離職の都度変更されない場合、業務を離れた職員がその後においても当該業務システムへアクセスできる可能性が残ることになる。またパスワードが漏えいした場合、漏えいした状態が継続する事により、不正アクセスの可能性が高まる。</p> <p>したがって、システムに係るパスワードについて、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。</p>	<p>24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。</p>	
<p>13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について（指摘）</p> <p>畜産協会にて利用している会計システムは、システム利用者個人ごとにユーザーID及びパスワードを付与できるシステムであり、8個のユーザーIDが登録されていた。このうち、3つのユーザーIDがすでに離職した担当者のものであり、本来であれば削除あるいは使用不能にされるべきであった。</p> <p>離職や異動等で業務を離れた職員のユーザーIDが残存する事により、既に業務上権限のない職員・離職者が継続的に会計システムを利用できる状態が続き、機密情報の閲覧等の不正利用につながる可能性がある。また、利用者のいないユーザーIDを使用することにより、不正なアクセスや操作等が行われる可能性がある。</p> <p>したがって、離職者等不用なIDについては適時削除する、もしくはパスワードを変更する等により使用不可能にする必要がある。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>離職者・異動者の業務システムユーザーIDの管理については、適時削除を徹底するとともに、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。</p>	<p>一般社団法人三重県畜産協会</p>
<p>14. ソフトウェアのインストール権限について（意見）</p> <p>畜産協会では、業務上必要なソフトウェアを業務端末にインストールしないよう、また、業務上必要なソフトウェアをインストールする場合は事務局長への相談の上実施するよう口頭にて周知されているが、この内容について文書化等は行われておらず、また業務上不必要的フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）のインストールを防止する対策は行われていなかった。</p> <p>ウイルス対策ソフトにより、當時ウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のウイルスに感染している可能性がある。</p> <p>したがって、業務上不必要的ソフトウェアがインストールされることを防止するためツールの導入やソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>業務上必要なソフトウェアのインストールの取扱いについては、管理者権限の明確化と職員への周知徹底を図るとともに、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。</p>	<p>一般社団法人三重県畜産協会</p>

<p>15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）</p> <p>畜産協会では、講演会用データの持出しや各個人のデータ管理のため、外部記録媒体であるUSBメモリが使用されているが、これら外部記録媒体は各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、外部への持出しを行う際、管理簿等による管理がされていなかった。</p> <p>その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況の把握等、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウィルスに感染によって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施すべきである。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) USBメモリ等外部記憶媒体の使用管理・持出管理については、管理簿を作成して管理するとともに、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて（指摘）</p> <p>畜産協会では業務用端末等の情報資産についてリースを利用しているが、各リース物件について導入した事業単位でリース契約書が管理されているものの、リース資産台帳等による情報資産の一元的な管理が行われていなかった。</p> <p>情報資産が適切に管理されていない場合、保護すべき情報資産の流出等が発生した場合に発見ができない、もしくは発見が遅れる可能性がある。</p> <p>したがって、管理台帳等による情報資産の一元的な管理を実施し、また定期的に台帳と現物を照合し棚卸しを実施する必要がある。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 情報資産に関するリース物件については、管理台帳を作成して一元的に管理するとともに、定期的に台帳と現物照合を行っています。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）</p> <p>不要になった端末等の情報資産の廃棄時、市販のデータ消去ソフトにて端末内部のデータを削除し廃棄業者に引き渡す運用が行われているが、これについて文書化されたものはないかった。</p> <p>情報資産廃棄時の手続が、定められていない場合、廃棄手続が適切に行われず、消去すべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等セキュリティ事故に発展する可能性がある。</p> <p>したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄すべき情報資産へのデータの残存がないようにすることが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 情報資産の廃棄時の取扱いについては、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>